

## 地方公務員法の一部改正に伴う定年延長制度に係る組合交渉

- 交渉日時 令和4年(2022年)6月6日(月) 16:00～16:15
- 交渉場所 市役所8階第2会議室
- 出席者 当局側 谷口副市长,  
総務部長, 企業局管理部長, 病院局管理部長  
総務部次長, 人事課長, 行政改革課長, 行政改革課主査  
組合側 市職労, 水道労組, 交通労組, 病院労組の各委員長, 書記長

交渉項目	地方公務員法の一部改正に伴う定年延長制度について
交渉要旨	<p>(組合)</p> <p>定年延長制度については、4月22日の公式事務折衝で、給与水準や役職定年を始めとした制度の概要を確認するとともに、高齢者部分休業制度を導入しないことや長期的な年齢構成を考慮した計画的に職員を採用していく考えについて確認し、概ね理解できる回答であり、それらを踏まえた上で、質問させていただく。</p> <p>まず、定年延長に係る今後のスケジュール、職員への制度周知や理解を得る取組み方法を伺いたい。</p> <p>(当局)</p> <p>定年延長に係る関連条例の改正案を、令和4年第3回市議会定例会に議案として提出し、議決をいただいた後、速やかに職員に対し制度全般の周知を考えている。</p> <p>また、令和5年度に60歳を迎える職員に対しては、本年11月頃に、給与や退職手当などに関する具体的な情報提供をするとともに、同時期に対象となる職員に対して、勤務意思の確認を行うほか、庁内職員向けウェブページに掲載するなどの方法により、周知を図ってまいりたいと考えている。</p> <p>(組合)</p> <p>組合としても、組合員へ勉強会を実施したいと考えているので、今後も情報提供等をお願いしたい。</p> <p>次に、高齢期職員のモチベーションの維持・向上のために、人事評価による給与反映などの工夫、仕組みづくりが必要と考えるが、その考え方を伺いたい。</p> <p>(当局)</p> <p>現行制度においては、人事評価の結果によっては、最大8号給まで昇給しているが、55歳を超える職員については、国と同様、昇給幅</p>

	<p>を抑制し、最大で2号給昇給する仕組みとなっている。</p> <p>定年引上げ後についても、国は引き続きこの取扱いを継続するとしており、本市もこれに準拠したいと考えている。</p> <p>なお、勤勉手当についても、年齢に関係なく人事評価の結果により支給額が上がる仕組みとしており、一定程度、モチベーションの維持・向上につながっているものと考えている。</p> <p>また、60歳を超えても7割水準の給与となることから、モチベーションが低下することにはならないものと考えている。</p> <p>(組合)</p> <p>次に、定年延長制度に関して、国の検討事項等を踏まえて、今後においても、労使による継続的な意見交換等を実施したいと考えているが、いかがか。</p> <p>(当局)</p> <p>国が当分の間としている給与や退職手当などの見直しの際には、これまでの給与制度の見直しと同様に、貴職と協議したいと考えており、その他、国から定年延長制度に係る新たな情報などが示された際には、適宜、情報共有や必要に応じて協議していきたいと考えている。</p> <p>(組合)</p> <p>今回の定年延長制度は、雇用や年金の接続の観点からも念願の制度導入になるものと考えているところ。</p> <p>役職定年により管理職が降任となり、主査等の役職での職場の立ち振る舞いは気になるところから、研修や制度の周知を図ってほしい。</p> <p>組織としては、年齢構成が偏ってしまうことから、組織の活性化という観点からも若年層の採用をお願いしたい。</p> <p>(当局)</p> <p>2月に定年延長制度の提案をさせていただき、事務折衝を経て、基本的には理解していただいたものと考えている。</p> <p>職員への周知等を考えると、第3回定例会での条例提案となることから、機関会議後の回答になるかと思うが、よろしく願いしたい。</p> <p>定年年齢が段階的に引き上げられるため、最終的には10年以上の期間があり、その間、様々な問題等があるものと思われることから、引き続き情報提供等を行ってまいりたい。</p> <p>(組合)</p> <p>本日の交渉等を踏まえ、各単組での機関会議を実施した上で回答したいと考えている。</p>
交渉結果	(交渉終了)
備考	6月8日正式合意